

定 款

特定非営利活動法人 やまぼうし

第1章 総則

第1条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人 やまぼうし と称する。

第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を東京都日野市多摩平2丁目12番地2に置く。

第3条 (目的)

この法人は、浅川流域にそった多摩地域を中心に、自然と人が共生できる総合環境のまちづくりの推進を図る事業及び、自立と共生のネットワークづくりを目指すスローワールド事業を多摩地区を中心に広域展開するものとする。そのことにより障害者・高齢者や社会的に排除されてきた人々との協働を推進し、コミュニティの活性化を図る事業を行い、もって公益に寄与することを目的とする。

第4条 (特定非営利活動の種類)

この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 観光の振興を図る活動
- (6) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (7) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条 (事業の種類)

1. この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。
 - ①障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
 - ②障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業
 - ③障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業
 - ④障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
 - ⑤東京都及び市独自事業として行われる障害者支援事業
 - ア) 市区町村障害者就労支援事業
 - イ) 在宅一時保護事業
 - ⑥法人の独自事業
 - ア) 障害者の雇用機会の確保にむけた中小企業との事業連携
 - イ) 障害者の就労促進にむけた高齢者のジョブパートナー育成事業
 - ウ) 交流サロン等を活用した障害者と地域住民との交流プログラムの推進
 - エ) 障害者の施設から地域生活への移行支援
 - オ) 小規模多機能複合型事業拠点の整備
 - カ) ケア付下宿の拡充
 - ⑦介護保険法に基づく居宅サービス事業
 - ⑧介護保険法に基づく地域密着型サービス事業

- ⑨「浅川水辺の楽校」等の浅川流域の環境を守るための啓発活動
- ⑩地産・地消の促進と直売所の運営
- ⑪地域通貨・エコマネーの研究・開発・実施
- ⑫日野市との「倉沢パートナーシップ協定」による里山の保全事業
- ⑬「市民協働農園」等の農地の受託・管理・運営
- ⑭有機野菜等を活用した農産物の加工・普及のための研究・開発
- ⑮農山漁村の産地特産品を生産者と消費者をつなぎ、安全で良質の食材の安定した生産と販売事業の推進

第2章 会 員

第6条（種別）

この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同し、事業参加及び援助を目的として入会した個人及び団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業援助を目的として入会した個人及び団体
- (4) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者又は学識経験者で総会の決議をもって推薦された個人及び団体

第7条（入会）

- 1. 正会員の入会条件については、特に定めないものとする。
- 2. 正会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3. 理事長は前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4. 第1項から第3項の規定は、一般会員及び賛助会員について準用する。
- 5. 名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

第8条（入会金及び会費）

- 1. 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 2. 前項の規定は、一般会員、賛助会員及び名誉会員について準用する。
- 3. 会員が納入した入会金、会費はその理由を問わず、これを返還しない。

第9条（資格の喪失）

- 1. 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - (1) 退会届の提出をしたとき
 - (2) 本人が死亡し、又は失踪宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 正当な理由なく継続して1年以上会費を滞納し、相当の期間を定めて催告してもこれに応じず、理事会において支払いの意思がないと認定したとき
 - (4) 除名されたとき
- 2. 前項の規定は、一般会員、賛助会員及び名誉会員について準用する。

第10条（退会）

1. 正会員は、理事長が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。
2. 前項の規定は、一般会員、賛助会員及び名誉会員について準用する。

第11条（除名）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の目的趣旨に反する行為があったとき
- (3) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の運営に支障を及ぼすと認められるとき。

第3章 役員

第12条（種別及び定数）

1. この法人に次の役員を置く。
 - (1) 理事 3人以上20人以内
 - (2) 監事 2人以内
2. 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長、1人を専務理事、1人を常務理事とすることができる。

第13条（選任等）

1. 理事及び監事は、総会において選任する。
2. 理事長、副理事長、専務理事、常務理事は、理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 法20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
5. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第14条（理事の職務）

1. 理事長・副理事長は代表権を有し、他の理事は代表権を有しない。
2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3. 専務理事は、理事長、副理事長を補佐し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき常務を統括執行し、理事長、副理事長に事故あるとき又は理事長、副理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
4. 常務理事は、理事長、副理事長、専務理事を補佐し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、常務を分掌する。
5. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

第15条（監事の職務）

監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第16条（任期等）

1. 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3. 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条（欠員補充）

理事又は監事のうち、その定款の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条（解任）

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第19条（報酬等）

1. 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2. 役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第20条（職員）

1. この法人に、事務局長その他の職員を置く。
2. 職員は理事長が任免する。

第4章 総会

第21条（種別）

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第22条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

第23条（権能）

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

第24条（開催）

1. 通常総会は、毎年1回開催する。
2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4号の規定により、監事から招集があったとき。

第25条（招集）

1. 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第26条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

第27条（定足数）

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第28条（議決）

1. 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第29条（表決権等）

1. 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第30条（議事録）

1. 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第5章 理事会

第31条（構成）

1. 理事会は、理事をもって構成する。
2. 常務理事会は、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事をもって構成する。

第32条（権能）

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第33条（権能）

常務理事会は、理事会の委任を受けてこの法人の運営上の重要事項を審議する。

第34条（開催）

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第35条（開催）

理事会は、理事長が必要と認めた場合に開催する。

第36条（招集）

1. 理事会及び常務理事会は、理事長が招集する。
2. 理事長は、第34条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第37条（議長）

理事会及び常務理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

第38条（定足数）

理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第39条（議決）

1. 理事会及び常務理事会における議決事項は、第36条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、常務理事会については、理事総数を常務理事会構成理事総数と読み替える。

第40条（表決権等）

1. 各理事の表決権は、平等なるものとする。
2. やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第41条（議事録）

1. 理事会及び常務理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その数を付記する）
ただし、常務理事会については、理事総数を常務理事会構成理事総数と読み替える。
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

第42条（資産の構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費

- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

第43条（資産の区分）

この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

第44条（資産の管理）

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

第45条（会計の原則）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第46条（会計の区分）

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

第47条（事業計画）

この法人の事業計画は、理事長が作成し、総会の決議を経なければならない。

第48条（事業報告及び決算）

1. この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の決議を経なければならない。
2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第49条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第50条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の決議を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

第51条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

2. この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

第52条（解散）

1. この法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第53条（残余財産の帰属）

この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、この法人と類似の目的を持つ他の特定非営利活動法人、国又は地方公共団体、民法第34条の規定により設立された法人のいずれかに譲渡するものとする。

第54条（合併）

この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

第55条（公告の方法）

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 雑則

第56条（細則）

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は次に掲げる者とする。

理事長	山本	由美子
副理事長	須永	雅子
副理事長	草場	清則
専務理事	伊藤	勲
常務理事	笠間	ゆき子
理事	須永	照明
理事	二宮	博之
理事	都倉	高久
理事	森野	文恵
理事	圓谷	ヒサ子
理事	柴崎	眞理
理事	今野	光信
理事	神保	東洋雄

理 事 釜谷 美則
監 事 伊藤 正実

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成14年6月30日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から平成14年3月31日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

①入会金 10,000円

②年会費 24,000円

(2) 一般会員

年会費 2,000円

尚、入会金は徴しない。

(3) 賛助会員

年会費 1口あたり(個人) 1,000円(1口以上とする)

(団体) 10,000円(1口以上とする)

(4) 名誉会員

入会金並びに年会費は特に定めない。

7. 平成14年5月10日一部変更
8. 平成15年5月10日一部変更
9. 平成15年8月11日一部変更
10. 平成18年3月19日一部変更
11. 平成19年2月 9日一部変更
12. 平成24年10月17日一部変更
13. 平成25年2月16日一部変更
14. 平成25年8月13日一部変更
15. 平成26年7月 1日一部変更
16. 平成27年12月17日一部変更
17. 平成30年6月22日一部変更
18. 平成30年11月26日一部変更
19. 平成31年3月11日一部変更
20. 令和1年11月5日一部変更
21. 令和1年12月25日一部変更